



# 茨城県報

第 339 号

令和 4 年 (2022年) 9 月 8 日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定 (2件) (福祉政策課) ..... 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定及び廃止 (福祉政策課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ..... 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (9件) (障害福祉課) ..... 4
- 青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課) ..... 6
- 定款変更の認可 (農村計画課) ..... 9
- 県営土地改良事業の工事の完了 (5件) (農村計画課) ..... 9
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) ..... 10
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路維持課) ..... 11
- 土地改良事業の適当決定 (農林事務所) ..... 11
- 土地改良事業の工事の完了 (農林事務所) ..... 11

### 公 告

- 令和 4 年度砂利採取業務主任者試験 (技術革新課) ..... 12
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) ..... 16

#### (教 育 委 員 会)

- 落札者等の公示 (2件) ..... 16

#### (警 察 本 部)

- 落札者等の公示 (5件) ..... 17

## 告 示

### 茨城県告示第905号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項の規定による医療機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の 3 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

指 定 医療機関 コード	名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2111789	三友歯科耳鼻 咽喉科	ひたちなか市石川町14-6コ ルネ石川東 I	耳い	村邊 均	令和 4 年 8 月 19 日	指定
2131288	三友歯科耳鼻 咽喉科	ひたちなか市石川町14-6コ ルネ石川東 I	歯	村邊 均	令和 4 年 8 月 19 日	指定

#### 茨城県告示第906号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

指 定 医療機関 コード	名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0490127	ゆうあい訪問 看護ステーシ ョン ゆめ	古河市本町4丁目15番76号 コーポ古河101号室	訪問看護	茨城県民生活協 同組合 代表理 事 理事長 関 隆志	令和 4 年 8 月 22 日	指定

#### 茨城県告示第907号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

指 定 医療機関 コード	名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0212399	医療法人社団 日鉦記念病 院	日立市宮田町1-4-1	内、呼内、循環器内 科、腎臓内科、糖尿 病内科、消化器内科	医療法人社団 日鉦記念病院 理事長 金原 章郎	令和 4 年 7 月 1 日	指定
0511063	渡辺内科	石岡市南台3丁目34-55	内	渡邊 文代	令和 4 年 7 月 1 日	指定
3811254	あみ東クリニ ック	稲敷郡阿見町大字吉原2672番 地10	循環器内科、内、心 管外科、整外、呼内	医療法人社団 春光会 理事長 春日 哲也	令和 4 年 8 月 1 日	指定

指 定 医 療 機 関 コ ー ド	名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
0242416	あい薬局 大和田店	日立市大和田町1850-1	薬局	有限会社ホンマ 代表取締役 本間 裕規	令和4年 8月1日	指定
3840935	アイン薬局 阿見東店	稲敷郡阿見町大字吉原2672番 11	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	令和4年 8月1日	指定
2043143	ハニユウ薬局 つくば西大橋 店	つくば市西大橋174-1	薬局	株式会社マイド ラッグ 代表取 締役 羽生 健 宏	令和4年 8月1日	指定
1990117	訪問看護ステ ーションあや め牛久	牛久市中央4-6-4 中村 ビル1号室	訪問看護	株式会社ファ ーストナース 代 表取締役 橋本 真奈歩	令和4年 7月1日	指定
0590108	セントケア訪 問看護ステー ション石岡	石岡市鹿の子1丁目14-12	訪問看護	セントケア茨城 株式会社 代表 取締役社長 市 川 祐輔	令和4年 7月1日	指定
0210070	医療法人社団 日鉦記念病 院	日立市神峰町2-12-8	内、呼内、循内、消 内、腎内、糖尿病内	医療法人社団 日鉦記念病院 理事長 金原 章郎	令和4年 6月30日	廃止
0510149	渡辺内科	石岡市南台3-34-55	内	渡辺 孝太郎	令和4年 6月30日	廃止
4310819	ぬまじり医院	猿島郡境町長井戸247	内、胃、外、皮、こ う	医療法人 沼尻 医院 理事長 沼尻 浩二	令和4年 7月1日	廃止
0430377	森田歯科医院	古河市東4-1-3	歯、小歯、歯外	森田 広	令和4年 6月20日	廃止
2031561	おおつか歯科 クリニック	つくば市筑穂2-7-6	歯	大塚 奈緒美	令和4年 7月15日	廃止
4340695	さくら薬局 境町店	猿島郡境町長井戸242-2	薬局	クラフト株式会 社 代表取締役 新井 勝	令和4年 7月10日	廃止
0440382	うさぎ薬局	古河市雷電町10-23	薬局	ファーマシー中 山株式会社 代 表取締役 中山 克憲	令和4年 7月31日	廃止
0641070	つかもと調剤 薬局 協和店	筑西市小栗5624-7	薬局	株式会社 アイ ンファーマシー ズ 代表取締役 大石 美也	令和4年 7月31日	廃止

## 茨城県告示第908号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0821900644 0811900729	ThornCastle 牛久	茨城県牛久市刈谷町1丁目36-31	一般社団法人配慮者支援協会	東京都杉並区和田三丁目41番18-107号	令和4年 8月1日	共同生活援助 短期入所

#### 茨城県告示第909号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの 種 類
0810800318	障がい者支援施設一天龍ケ崎	茨城県龍ケ崎市白羽四丁目4番地66	社会福祉法人一行会	茨城県かすみがうら市宍倉6202番地12	令和4年 4月1日	施設入所支援 生活介護 短期入所

#### 茨城県告示第910号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの 種 類
0811800036	めふきの苑	茨城県坂東市長谷3134	社会福祉法人修倫福祉会	茨城県坂東市神田山2208	令和4年 4月1日	施設入所支援 生活介護

#### 茨城県告示第911号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの 種 類
0812200061	障害者支援施設中台育心園	茨城県鹿嶋市大字中烏山431-20	社会福祉法人みのり会	茨城県鹿嶋市大字中431番地20	令和4年 4月1日	施設入所支援 生活介護

#### 茨城県告示第912号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812500080	障害者支援施設 幸香枝花の村	茨城県常陸大宮市 大字野上字篠の沢 1771-1	社会福祉法人二 十一世紀会	茨城県水戸市河和 田町4405番地15	令和4年 4月1日	施設入所支援 生活介護

## 茨城県告示第913号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812700243	菫授園	茨城県筑西市門井 1687-1	社会福祉法人 恒徳会	茨城県筑西市門井 1677-21	令和4年 4月1日	施設入所支援 生活介護 就労継続支援 B型

## 茨城県告示第914号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812800043	障害者支援施設 ほびき園	茨城県かすみがう ら市牛渡5513番地 1	社会福祉法人明 清会	茨城県かすみがう ら市牛渡5513番地 の1	令和4年 4月1日	就労継続支援 B型

## 茨城県告示第915号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812600500	コモドグループ	茨城県那珂市菅谷 5417番地1	株式会社フレー ズ	茨城県那珂市菅谷 5417番地1	令和4年 6月1日	短期入所
0822600516	ホーム					共同生活援助

## 茨城県告示第916号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0811500073	障害者支援施設 はまなす荘	茨城県北茨城市関 本町福田1873-1	社会福祉法人 ときわの杜	茨城県北茨城市関 本町福田1875-1	令和4年 7月1日	施設入所支援 生活介護 就労継続支援 B型

## 茨城県告示第917号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0811800259	介護支援センター あさひ	茨城県坂東市幸田 367	朝日屋工業株式 会社	茨城県坂東市幸田 367	令和4年 9月1日	居宅介護 重度訪問介護

## 茨城県告示第918号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	種類	題名	配給会社
3597	映画	快樂学園 教師も教え子も	新東宝映画
3598	映画	デラカップ活動写真	ぴんくりんくフィルム

## 茨城県告示第919号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ羽鳥店

小美玉市羽刈字五万堀638番14 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

令和 4 年 8 月 15 日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	鶴羽 順

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5 年 4 月 2 日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,136㎡

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 42 台
- (イ) 駐輪場の収容台数 10 台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 21㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 6 ㎡

## カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前 9 時
  - (閉店時刻) 翌午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分～翌午前 0 時 30 分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時～午後 9 時

## キ 届出年月日

令和 4 年 8 月 1 日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

## 茨城県告示第 920 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー藤代店  
取手市宮和田字関740番3 外
- (2) 届出の概要  
ア 届出の種類及び届出の公告日  
変更の届出 (第6条第1項)  
令和4年4月7日  
イ 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) タイヨー藤代店  
(変更後) タイヨー藤代店
- (3) 届出年月日  
令和4年3月28日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第921号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MEGAドン・キホーテつくば店  
つくば市学園南三丁目16番地1
- (2) 届出の概要  
ア 届出の種類及び届出の公告日  
変更の届出 (第6条第1項)  
令和4年8月18日  
イ 変更した事項  
(ア) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) ドン・キホーテ研究学園店  
(変更後) MEGAドン・キホーテつくば店  
(イ) 大規模小売店舗の所在地  
(変更前) つくば市葛城一体型土地区画整理事業施行地区内E106街区1画地 外  
(変更後) つくば市学園南三丁目16番地1  
(ウ) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び法人にあっては代表者の氏名



(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
日本アセットマーケティング株式会社	東京都港区南青山二丁目 6 番 18 号	越塚 孝之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番 1 号	平田 一馬

(㊦) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 4 年 8 月 3 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第922号

岩崎江堀土地改良区から令和 4 年 6 月 1 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 4 年 8 月 30 日認可した。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第923号

令和 3 年 4 月 14 日付けで変更計画を確定した県営西田地区土地改良事業（区画整理）については、令和 4 年 2 月 17 日に工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第924号

県営田谷川地区土地改良事業（農業用用水）については、令和 4 年 3 月 18 日に工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第925号

県営西田地区土地改良事業（農業用排水施設）については、令和 4 年 3 月 24 日に工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

**茨城県告示第926号**

令和元年7月3日付けで変更計画を確定した県営友部市原地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用道路）については、令和3年3月30日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

**茨城県告示第927号**

令和元年7月3日付けで変更計画を確定した県営友部市原地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用排水施設）については、令和3年3月30日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

**茨城県告示第928号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 横塚真壁線
- 2 供用開始の区間 筑西市横塚字町東1145番1地先から  
筑西市横塚字町東1135番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年10月3日

**茨城県告示第929号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 荒井行方線
- 2 供用開始の区間 鹿嶋市大字荒井334番4地先から  
鹿嶋市大字荒井349番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年9月16日

茨城県告示第930号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 区間 常陸太田市木崎二町4099番地先から  
常陸太田市西宮町1353番1地先まで 下り線

茨城県告示第931号

那珂川統合土地改良区から令和 4 年 8 月 10 日付けで施行認可申請のあった、農業水路等長寿命化・防災減災事業錫高野地区については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により同年 8 月 22 日付けで適当と決定したので、同条第 6 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県県央農林事務所長 高野 充

- 1 縦覧に供する書類  
錫高野地区土地改良事業計画書の写し  
那珂川統合土地改良区定款の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 4 年 9 月 9 日から令和 4 年 10 月 11 日まで
- 3 縦覧の場所  
茨城県県央農林事務所土地改良部門

茨城県告示第932号

令和 3 年 12 月 21 日付け中央農土指令第 13 号をもって認可した、那珂川統合土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（一般地帯型）勝倉地区については、令和 4 年 2 月 14 日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 1 項の規定により届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県県央農林事務所長 高野 充

## 公 告

### ●令和 4 年度砂利採取業務主任者試験

砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第15条の規定に基づいて知事が行う砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則 (昭和43年通商産業省令第80号) 第 8 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 試験日及び試験時間

令和 4 年11月11日 (金) 午前10時から正午まで

#### 2 試験場所

水戸市笠原町978-25

茨城県開発公社 1階中会議室

(都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。)

#### 3 試験科目

(1) 法令 砂利の採取に関する関係法令

(2) 技術 砂利の採取に関する技術的事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

#### 4 受験手続

(1) 書面による場合

ア 提出書類

① 受験願書所定の様式 (砂利採取業者の登録等に関する規則 (昭和43年通商産業省令第80号) 様式第 9) を使用すること。

② 写真

写真 (縦3.5cm、横2.5cm) は、受験願書提出前 6 月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載して 1 枚提出すること。

また、後日郵送する受験票に、願書提出時と同じ写真を貼付し試験当日持参すること。

イ 受験手数料

受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもって8,000円を納付すること。

(2) 電子申請による場合

ア 申請方法

① 受験願書

いばらき電子申請・届出サービスの「令和 4 年度砂利採取業務主任者試験受験申込」のフォームに必要事項を入力し、写真の画像データをアップロードの上、送信すること。

② 写真

写真 (縦3.5cm×横2.5cm) の画像データは、受験願書提出前 6 月以内に撮影した正面上半身像で、ファイルサイズは 1 MB 以下、ファイル形式はjpeg、jpg又はpngのものをアップロードすること。

イ 受験手数料

受験願書送信後、茨城県から「審査終了のお知らせ」メールが届くので、クレジットカード又はペイジーをもって8,000円納付すること。

#### 5 受験願書受付期間及び受付時間

(1) 受付期間 令和 4 年 9 月 12 日 (月) から 10 月 7 日 (金) まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書して、上記期間内に必着するように発送すること。

#### 6 受験願書の請求

受験願書等の用紙は、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課のホームページからダウンロードするか、受験願書提出先に請求すること。ただし、郵送を希望する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封して請求すること。

#### 7 受験願書の提出先

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課及び最寄りの県民センター（日立商工労働センターを含む。）

なお、所在地等は次のとおり。

(1) 〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室

電話 029-301-3584

(2) 〒313-0013 常陸太田市山下町4119

茨城県県北県民センター 環境・保安課 電話 0294-80-3355

(3) 〒317-0073 日立市幸町1-21-2（日立商工会議所会館内）

茨城県県北県民センター 日立商工労働センター 電話 0294-21-6711

(4) 〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3

茨城県鹿行県民センター 環境・保安課 電話 0291-33-6056

(5) 〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26

茨城県県南県民センター 環境・保安課 電話 029-822-7067

(6) 〒308-8510 筑西市二木成615

茨城県県西県民センター 環境・保安課 電話 0296-24-9140

#### 8 受験票の発送

受験票は、受験番号が決定され次第、受験者の住所地に郵送する。

なお、試験当日は、当該受験票に受験手続の際提出した写真と同じものを貼付し、必ず持参すること。

なお、電子申請により受験手続をした受験者については、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課が受験票に写真を貼り付けて郵送するので、その受験票を持参すること。

#### 9 合格発表

合格発表は合格者に通知して行うほか、11月30日（水）午前9時00分に合格者の受験番号を茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課及び各県民センター環境・保安課（日立商工労働センターを含む。）に掲示する。

合格発表日以降については、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課のホームページにて合格者の受験番号を掲載し、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課においてのみ合否についての照会を受け付ける。

なお、合格証は茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課から合格者の住所地に郵送する。

#### 10 試験結果の開示について

受験者本人が合格発表後1ヶ月以内に受験票持参の上、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課においてのみ法令・技術・合計点の各々の点数を口頭により開示する。

受付時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時の間とする。

## 11 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた留意事項

## (1) 受験願書の提出等

ア 持参による提出は極力控え、可能な限り郵送又は電子申請により提出すること。

イ 可能な限り居住する都道府県で受験すること。

## (2) 受験時の感染防止対策

ア 試験当日は、マスクを持参・着用すること。

イ 試験室は換気のため、窓やドアを開ける場合があることから、室温の高低に対応できる服装を準備すること。

ウ 新型コロナウイルス感染症などに罹患し療養期間中の者、濃厚接触者として外出自粛期間にある者、発熱や咳などの風邪の症状がある者は、当日の受験を控えること。

なお、欠席者向けの再試験は実施しない。欠席者に対しては、受験手数料は返納しない。

## (3) 試験の中止又は延期

自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、試験を中止又は延期する場合があります、この場合の受験手数料の取り扱いについては次のとおりとする。

## ア 試験を中止した場合

全ての受験者に受験手数料を返納する。

## イ 試験を延期する場合

(ア) 受験者が再試験を受験する場合、当初納付した受験手数料を再試験の受験手数料としてあてるものとする。

(イ) 受験者が再試験を受験しない場合、受験手数料を返納する。

## 12 問合せ先

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課（地域産業振興室）

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 電話 029 (301) 3584

様式第 9

茨城県収入証紙  
(消印を押してはならない)

× 整理番号	
× 受理年月日	
× 試験の結果	

受 験 願 書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

氏 名

砂利採取業務主任者試験を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定により申請します。

現住所	(〒 )  (TEL )
氏名	
生年月日	

(参考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字矢頭4413番1、同番11

- 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字長岡4413番11

酒井友子

~~~~~  
(教育委員会)

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和4年9月8日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県立学校統合型校務支援システム構築及び運用保守業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

教育庁学校教育部教育改革課 茨城県水戸市笠原町978番6

- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

令和4年7月14日

- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

住所 茨城県水戸市南町3丁目4番14号

氏名 株式会社日立システムズ 茨城支店 茨城支店長 佐伯 修

- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

448,210,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日

令和4年6月2日

## ●落札者等の公示

~~~~~  
次のとおり落札者等について公示します。

令和4年9月8日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県立水戸南高等学校学校運営支援システムの賃貸借



- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
教育庁学校教育部教育改革課 茨城県水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
令和 4 年 7 月 14 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
住所 茨城県水戸市城南 2 - 1 - 20 井門水戸ビル 8 階  
氏名 株式会社ジーシーシー茨城支社 支社長 郡司 俊宏
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
月額 457,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日  
令和 4 年 6 月 2 日

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①留置管理システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番 6 ③令和 4 年 8 月 19 日  
④NTT・TCリース株式会社代表取締役成瀬明弘 東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号 ⑤月額 457,500 円 (消費税及び地方消費税抜き額) ⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 7 月 7 日 ⑧落札方式は最低価格

~~~~~  
●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合

には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①交通規制系システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 4 年 8 月 24 日 ④株式会社 J E C C 専務取締役依田茂 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 ⑤月額 1,201,200 円（消費税及び地方消費税抜き額）⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 7 月 7 日 ⑧落札方式は最低価格

~~~~~

#### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①地域警察活動管理システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 4 年 8 月 19 日 ④NEC キャピタルソリューション株式会社関東支店長星野和隆 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番地 17 ⑤月額 1,048,600 円（消費税及び地方消費税抜き額）⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 7 月 7 日 ⑧落札方式は最低価格

~~~~~

#### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①給貸与品管理システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 4 年 8 月 19 日 ④NEC キャピタルソリューション株式会社関東支店長星野和隆 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番地 17 ⑤月額 1,043,000 円（消費税及び地方消費税抜き額）⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 7 月 7 日 ⑧落札方式は最低価格

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 9 月 8 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①職員基本情報管理システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 4 年 8 月 19 日 ④東京センチュリー株式会社代表取締役馬場高一 東京都千代田区神田練堀町 3 番地 ⑤月額 1,091,000 円（消費税及び地方消費税抜き額） ⑥一般競争入札 ⑦令和 4 年 7 月 7 日 ⑧落札方式は最低価格

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）  
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)